

自動車税種別割過誤納金		
登録番号		4月1日現在で記入してください。
納税義務者 (債権譲渡人)	住所 氏名	
納付年月日	年 月 日	
過誤納金発生 年月日及び理由	年 月 日 (抹消登録・その他)	
過誤納金額	円	

債権譲渡通知書	
長崎振興局長 様	年 月 日
上記自動車税種別割過誤納金の還付については、 様に債権を譲渡したので通知します。	
納税義務者 (債権譲渡人)	住所 : _____ 氏名 : _____

自動車税種別割過誤納金還付申請書	
長崎振興局長 様	年 月 日
上記自動車税種別割の過誤納金について、債権の譲渡を受けたので還付を申請します。 なお、還付金受領後に譲渡人から不服の申し立てがあった場合は、一切責任を負います。	
〒	
申請人 (債権譲受人)	住所 : _____ (所在地)
	氏名 : _____ (名称)
	(代表者氏名): _____
	T E L : () -

申請人 (債権譲受人) 振込先銀行等	銀行		支店	受付印
	当座・普通	口座番号		
	(フリガナ)			
	名義人			

(注意事項)

1 添付書類 納税義務者の印鑑登録証明書(写でも可) または 領収証書

2 押印について (1) 印鑑登録証明書を添付する場合は、同じ印鑑を納税義務者の印として押印してください。
(2) 申請人(債権譲受人)が法人の場合は、登記印(実印)を押印してください。

3 充当について 納税義務者(債権譲渡人)に県税の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により還付金を充当することがあります。

4 提出期限 抹消登録した日が属する月の翌月10日(休日の場合はその前日)必着。
期限厳守

(記 入 例)

自動車税種別割過誤納金		
登録番号	長崎300ナ2016	4月1日現在で記入してください。
納税義務者 (債権譲渡人)	住所 長崎市万才町3-17 氏名 県税ゆう子	
納付年月日	平成30年5月21日	
過誤納金発生 年月日及び理由	平成30年7月23日 (抹消登録・その他)	
過誤納金額	30,000円	

債権譲渡通知書	
長崎振興局長 様	[注意1] 平成30年7月25日
上記自動車税種別割過誤納金の還付については、株式会社 長崎県税自動車 様に債権を譲渡したので通知します。	
納税義務者 住所 : 長崎市万才町3-17 (債権譲渡人)	[注意2]
氏名 : 県税ゆう子	

[注意1]
日付は必ず記入してください。

[注意2]
(納税義務者(譲渡人)の印鑑及び添付書類)
実印を押印のうえ印鑑登録証明書(写でも可)を添付するのが基本ですが、領収証書が添付できれば、個人の場合は認印でも構いません。

納税証明書は添付書類にはなりません

自動車税種別割過誤納金還付申請書	
長崎振興局長 様	平成30年8月5日
上記自動車税種別割の過誤納金について、債権の譲渡を受けたので還付を申請します。 なお、還付金受領後に譲渡人から不服の申し立てがあった場合は、一切責任を負います。	
申請人 (債権譲受人)	〒857-8502 住所 : 佐世保市木場田町3-25 (所在地) [注意3] 氏名 : 株式会社 長崎県税自動車 [] (名称) (代表者氏名) 代表取締役 長崎 県太郎
TEL : (0956) 23-1386	受 付 印

[注意3] (申請人(譲受人)の印鑑)
法人の場合は実印(法務局への登記印)を押印してください。
法人の場合は、所在地・名称(法人名)・代表者氏名欄を記入してください。(ゴム印でも可です)

銀行 支店	
申請人 (債権譲受人) 振込先銀行等	当座・(普通) 口座番号 1234567 (フリガナ) カナガサキケンゼイジドウシャ [注意4] 名義人 株式会社 長崎県税自動車

[注意4]
振込先銀行等は正確に記入してください。
フリガナは通帳に記載してあるとおりに記入してください。

(注意事項)

1 添付書類 納税義務者の印鑑登録証明書(写でも可) または 領収証書

必ずどちらかの添付書類が必要です。添付がない場合は受付できません。

2 押印について (1) 印鑑登録証明書を添付する場合は、同じ印鑑を納税義務者の印として押印してください。

(2) 申請人(債権譲受人)が法人の場合は、登記印(実印)を押印してください。

3 充当について 納税義務者(債権譲渡人)に県税の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により還付金を充当することがあります。

4 提出期限 抹消登録した日が属する月の翌月10日(休日の場合はその前日)必着、 期限厳守

期限経過後は受付できません。

【債権譲渡に係る還付申請における注意事項】

納税義務者(譲渡人)の印鑑および添付書類
実印を押印のうえ印鑑登録証明書(写でも可)を添付するのが基本です。
なお、領収証書が添付できれば、個人の場合は認印でも構いません。
納税証明書は添付書類にはなりません。

納税義務者が法人の場合は実印(法務局への登記印)を押印してください。

申請人(譲受人)の印鑑
法人の場合は実印(法務局への登記印)を押印してください。

提出期限
抹消登録した日が属する月の翌月10日必着【期限厳守】
なお、10日が休日の場合はその前日となります。

納税義務者(譲渡人)に県税の未納がある場合は、還付金を充当することがありますので、あらかじめ申し添えます。

【提出先】

〒850-0033

長崎市万才町3-17
長崎振興局
税務部納税課管理班

電話095-820-7133